

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたデカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィン並びに第一種特定化学物質に指定されているペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩についての所要の措置について（案）

化学物質審議会安全対策部会

- 1 .デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンを法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第 2 4 条第 1 項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定並びに法第 2 5 条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について（案）
- 2 . 法第 2 4 条第 1 項に規定するペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）又はその塩が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び法第 2 5 条に規定する当該物質が使用できる用途の指定並びに法第 2 8 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品の指定について（案）

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会残留性有機汚染物質に関する

- 1 . スtockホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第二次報告）（案）
- 2 . ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について（報告）

デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う同法第24条第1項に規定する当該化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定並びに同法第25条に規定する当該化学物質が使用できる用途の指定について(案)

年 月 日

化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

(1) デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「法」という。)第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第24条第1項に規定する政令で定めるべき製品
デカブロモジフェニルエーテル	<ul style="list-style-type: none">・ 繊維、樹脂、ゴム用難燃処理薬剤・ 防炎性生地・ 防炎カーテン、敷物、のぼり旗・ 接着剤及びシーラント
短鎖塩素化パラフィン	<ul style="list-style-type: none">・ 塗料(防水性かつ難燃性のもの)・ 樹脂及びゴム用可塑剤・ 接着剤及びシーラント・ 皮革用加脂剤・ 繊維用難燃処理薬剤・ 潤滑油、切削油及び作動油

(2) デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについて、法第25条に規定する政令で定めるべき用途は、以下のとおり。

化学物質	法第25条に規定する政令で定めるべき用途
デカブロモジフェニルエーテル	(なし)
短鎖塩素化パラフィン	(なし)

第一種特定化学物質であるペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）又はその塩が使用されている製品で輸入してはならないものの指定及び法第 25 条に規定する当該物質が使用できる用途の指定（案）

年 月 日

化学物質審議会安全対策部会

標記について、以下のとおり決議する。

- (1) ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）又はその塩について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する政令で追加で定めるべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品
ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸） 又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）・半導体用のレジスト・業務用写真フィルム

- (2) ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）又はその塩について、法第 25 条に規定する政令から除外すべき用途は、以下のとおり。

化学物質	法第 25 条に規定する政令から除外すべき用途
ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸） 又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造・半導体用のレジストの製造・業務用写真フィルムの製造

- (2) ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）又はその塩について、法第 28 条第 2 項に規定する政令から除外すべき製品は、以下のとおり。

化学物質	法第 28 条第 2 項に規定する政令から除外すべき製品
ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸） 又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）・半導体用のレジスト・業務用写真フィルム

(案)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第二次報告)

平成 年 月 日

「残留性有機化学物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(第一次答申)」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項の第一種特定化学物質に該当するものと判定されたデカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについて、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当であることを報告する。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品
について(法第24条)

デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンが使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンが使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
デカブロモジフェニルエーテル	<ul style="list-style-type: none">・ 繊維・樹脂・ゴム用難燃処理薬剤・ 防災性生地・ 防災カーテン、敷物、のぼり旗・ 接着剤及びシーラント
短鎖塩素化パラフィン	<ul style="list-style-type: none">・ 塗料(防水性かつ難燃性のもの)・ 樹脂・ゴム用可塑剤・ 接着剤及びシーラント・ 皮革用加脂剤・ 繊維用難燃処理薬剤・ 潤滑油、切削油及び作動油

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について(法第25条)

デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについては、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。

(案)

ペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について(報告)

平成 年 月 日

ペルフルオロ(オクタン - 1 - スルホン酸)(別名 PFOS)又はその塩(以下「PFOS等」という。)に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について、以下の措置を講じることが適当であることを報告する。

1. 第一種特定化学物質を使用することができる用途について(化審法第25条に基づく措置)

PFOS等の使用が認められている以下の用途での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、法第25条の要件「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったことを受け、PFOS等を使用することができる用途としての対象から除外することが適当である。

エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)の製造

半導体用のレジストの製造

業務用写真フィルムの製造

2. 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品について(化審法第28条第2項に基づく措置)

取扱上の技術上の基準に従うと共に、告示で定める環境の汚染を防止するための措置等に関する表示をしなければならないとされているPFOS等が使用されている以下の製品については、使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品から除外することが適当である。

エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)

半導体用のレジスト

業務用写真フィルム

3 . 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（化審法第 24 条第 1 項に基づく措置）

PFOS 等を使用することができる以下の製品での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されているが、ストックホルム条約上は引き続き製造・使用等の禁止の適用除外規定が適用されることから、それらの製品が国内に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがあると考えられる。よって、PFOS 等が使用された製品による環境の汚染を防止するため、以下の製品については、PFOS 等が使用されている場合に輸入することができない製品として指定することが適当である。

エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）

半導体用のレジスト

業務用写真フィルム